

# 第1部 総論



## 第3章

### 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

戸田市次世代育成支援行動計画（後期計画）では、「保育サービス提供基盤の充実」を計画の中心テーマとして掲げ、将来計画値を設定し、重点的に推進する施策として「認可保育所の定員拡大」、「地域子育て支援拠点事業の拡充」、「学童保育室事業の拡充」、「一時預かり事業の充実」に取り組んできました。

認可保育所及び学童保育室の新規開設や地域子育て支援拠点の増設などこれらの取り組みは一定の成果を挙げることができ、平成 25 年度時点では各施策とも目標値は達成しました。

図表 1-3-1 次世代育成支援後期行動計画将来計画値

施策・事業	項目等	目標指標 (H26 年度)	実績量 (H25 年度)	担当課	
保育サービス目標量	<b>&lt;平日昼間の保育サービス&gt;</b>				
	認可保育所	(人)	1,900	2,036	保育幼稚園課
	保育5サービス(※1)	(人)	2,391	2,887	
	保育6サービス(※2)	(人)	1,306	1,524	
	特定保育事業	(人) (か所)	12 3	12 3	
	<b>&lt;夜間帯の保育サービス&gt;</b>				
	延長保育事業	(人) (か所)	400 18	498 21	保育幼稚園課
	夜間保育事業	(人) (か所)	0 0	0 0	
	トワイライトステイ事業	(人) (か所)	10 1	8 1	こども家庭課
	休日保育事業	(人) (か所)	15 1	15 1	保育幼稚園課
	病児・病後児保育事業	(日数) (か所)	480 2	524 2	
	放課後児童健全育成事業 (学童保育室)	定員数(人) (か所)	1,270 20	1,319 24	児童青少年課
	一時預かり事業	(か所)	9	9	保育幼稚園課
	地域子育て支援拠点事業	(か所)	13	18	こども家庭課
	ファミリ・ヒート・センター事業	(か所)	1	1	
	ショートステイ事業	(か所)	2	2	

※1 保育5サービス：認可保育園・家庭的保育・事業所内保育所・自治体指定保育所（家庭保育室）・その他保育所

※2 保育6サービス：保育5サービス+幼稚園預かり保育（3歳以上児）

しかしながら、依然として急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く社会環境の変化への対策は必要であり、本市においても都市化、核家族化の進行に伴い、引き続き待機児童問題をはじめとした子ども・子育てを取り巻く諸課題に対する取組が必要な状況です。

こうした子育てをめぐる現状と課題に対応するため子ども・子育て関連3法が成立され、すべての子どもに対する質の高い教育・保育の提供及び地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」が施行されるとともに、次世代育成支援対策推進法の延長が決まりました。

これらを踏まえ、本計画は教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保及びその時期を定め、市民のニーズに応じていくための施策を推進するものとし、さらにこれまで取組を進めてきた「戸田市次世代育成支援行動計画」の基本理念のもと基本的な考え方等を継承し、総合的な子ども・子育て支援を推進する計画とします。



## 子どもが輝くまち とだ

～子どもとおとなでつくる確かな次代～

### 2 子ども・子育て支援法における主要課題

社会環境の状況や子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、本市における子ども・子育て支援の主要課題として、以下の事例が挙げられます。

#### (1) 子ども本位の教育・保育事業

##### ①すべての子どもに対する質の高い教育・保育の事業の提供

現在は、保護者の就労等にかかわらず、3歳から5歳児の幼児教育を希望する場合は幼稚園、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合は保育所といったように、保護者の就労状況や家庭の事情によって利用できる事業が異なっています。

新制度においては、保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育が受けられる環境を整備することが求められています。

##### ②教育・保育を一体的に担う人材の確保・育成

国においては、認定こども園の普及促進を念頭に、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を保有する「保育教諭」の確保に向けた取組が進められています。

本市においても認定こども園制度を活用して教育・保育の一体的提供を実施する場合は、教育と保育を一体的に担う人材を確保するとともに、継続的な研修等を通じて、資質の向上を図ることが必要となります。

### ③発達障がいを含む特別支援の充実

新制度においては、発達障がいを含む障がいのある子ども等、特別な支援を要する子どもに対する教育・保育事業は、適切な提供が求められています。

現在、幼稚園においては特別支援教育を、保育所においては統合保育の中で障がい児や発達上の課題のある子どもへの保育を提供していますが、それらについては引き続き質の向上を図ることが必要とされています。

## (2) 多様化する保育ニーズへの対応

### ①保育の必要性認定要件の緩和等への対応

新制度においては、フルタイム労働者だけでなく、パートタイマーや居宅内労働者など、様々な就労形態を対象として保育の必要性が認定されるなど、多様化する保育ニーズへの対応が進められることになっています。

### ②乳児を中心とする潜在的保育ニーズへの対応

共働き家庭の増加を背景に、保育所への入所希望者は年々増加を続けており、本市においては、依然として保育所待機児童の問題が発生しています。

特に0歳児をはじめとする乳児の潜在的保育ニーズは本市においても非常に高い状況にあるため、各職場における育児休業の取得促進や保育所等における乳児の受入枠の拡大などが必要とされています。

## (3) 持続可能なサービス供給体制の確保

### ①将来的な教育・保育事業のニーズ量を踏まえた供給体制の整備

本市の児童人口は、計画期間の平成31年度までは増加傾向となっておりますが、その後、少子化の進行が予測される中、教育・保育事業の利用者数も将来的には減少していくことが見込まれます。

その一方で、保育の必要性認定要件の緩和により、新たな事業利用者の増加も予想されることから、将来的な教育・保育事業のニーズ量を踏まえて、ニーズ量に応じた供給体制を整備することが求められます。

### ②教育・保育提供区域ごとのサービス

新制度においては、教育・保育提供区域ごとに必要とされる子ども・子育て支援の事業量を算定し、量を確保していくこととされています。

現状では幼稚園や保育所などの教育・保育事業をはじめ、地域子ども・子育て支援事業についても、市全域を1区域と設定していますが、各地域における量の見込みを踏まえて、サービスを確保していくことが必要となります。

## (4) 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援

### ①働く保護者が子どもと向き合える環境づくり

子どもの健やかな育ちを保障するためには、父母その他の保護者が就労の有無にかかわらず、子どもと積極的に関わり、協力し合いながら子育てに関する責任と役割を果たしていくことが重要です。

そのためには、各企業・事業所において育児休業制度の適切な運用や勤務時間の見直し、育児への理解促進など、男女を問わず、働きながらでも子育てに向き合うことが出来る環境を整備していくことが求められます。

また、こうした問題は小学校就学前に限らず、低学年を中心とする学童期においても課題となっていることから、妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援を講じることが必要です。

### ②育児疲れなどに起因する児童虐待の防止

近年における核家族化やコミュニティ意識の希薄化に伴い、子育て家庭が地域の中で孤立し、育児疲れなどから児童虐待へと発展するケースも発生しています。

こうした問題を未然に防止するには、妊娠・出産期から第三者が積極的に関わり、それぞれの家庭に応じた継続的な相談・支援を行うことが重要です。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく支援を求めることが重要であるため、関係機関とのさらなる連携強化が必要とされています。

### ③子どもの育ちに応じたきめ細かな情報提供

本市においては、様々な子ども・子育て支援事業を実施していますが、育児に追われる中で子育て支援に関する十分な情報を得られず、そのことにより育児不安や育児疲れなどが深刻化するケースも想定されます。

こうした問題を未然に防ぐため、新制度においては、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業、子育て家庭の訪問等による相談事業などを通して、保護者に対するよりきめ細かな情報提供を行うことが求められています。

### ④小学校への円滑な接続

新制度においては、幼稚園や保育所から小学校への円滑な接続に向けた支援の充実を図ることが求められています。

本市においても、幼児期と学童期でカリキュラムが異なることを踏まえた接続期の支援や、学童保育施設の整備などが必要とされています。